



改正	現行
<p>（通行の禁止又は制限等違反の防止）</p> <p>第五条の二 貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し同法第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。</p> <p>二 道路法第四十七条第三項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し同法第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行すること。</p> <p>（運行記録計による記録）</p> <p>第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一 車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（運行管理者の業務）</p> <p>第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>七の二 第五条の二の規定により、運転者に対する指導及び監督を</p>	<p>（新設）</p> <p>（運行記録計による記録）</p> <p>第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（運行管理者の業務）</p> <p>第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>（新設）</p>

行うこと。

八〇十七 (略)

二〇四 (略)

八〇十七 (略)

二〇四 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第九条第一号の改正規定及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 (運行記録計による記録に関する経過措置)  
前項ただし書に規定する日前に道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七条第一項の規定による登録を受けた事業用自動車に係るこの省令による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第九条第一号の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。